

平成24年5月29日

【照会先】

栃木労働局総務部労働保険徴収室

課長 手塚 和成(内線 321)

課長補佐 吉葉 昌宏(内線 331)

(代表電話) 028(634)9113

報道関係者 各位

平成24年度労働保険年度更新（申告・納付）手続きについて

（説明会の開催等）

栃木労働局（局長 藤井 敏行）では、労働者を雇用されている事業主の方々に、労働保険の年度更新手続き期間における適正な申告・納付を済ませていただくよう呼びかけています。

このため、労働保険料の申告・納付手続きに係る説明会を県内10会場において開催することとしています。

また、年度更新申告書の記載方法を案内するため、コールセンターを期間限定で開設いたします。

- 1 労働保険年度更新（平成23年度分の確定保険料と平成24年度分の概算保険料の申告・納付）手続き期間

平成24年6月1日（金）から平成24年7月10日（火）まで

- 2 説明会の開催日程

別紙「説明会開催日程表」のとおり、平成24年6月8日から6月15日まで県内10会場において開催予定。

- 3 厚生労働省コールセンターの開設

労働保険年度更新申告書の記載方法の問合せ

0120-995-986

開設期間 平成24年5月28日（月）から7月20日（金）

受付時間 月曜日から金曜日：9時から17時まで（祝日を除く）

4 申告・納付の受付先

最寄りの金融機関、郵便局、各管轄労働基準監督署又は栃木労働局（宇都宮第2地方合同庁舎3階 労働保険徴収室で受付）

5 電子申請による手続き

年度更新手続きはパソコンからでも行うことができます。（但し、事前に電子証明書の取得が必要となります。）

※ 電子政府の総合窓口 <http://www.e-gov.go.jp/>

6 お問い合わせ先

栃木労働局総務部労働保険徴収室 適用係（電話028（634）9113）又は各労働基準監督署

栃木労働局からのお知らせ（09）

本年度は「労働保険年度更新説明会」を下記の説明会開催日程表のとおり開催しますので最寄りの会場にご出席下さい。

なお、本年度は「社会保険事務説明会」を合同で行いませんので、予めご了承ください。

説明会開催日程表

監督署名	開催日時	内容	場 所	所 在 地
宇都宮	6月14日(木) 13:30～	労働保険年度更新説明会 (雇用保険制度の説明も行います)	宇都宮市文化会館 大ホール	宇都宮市明保野町7-66
	6月15日(金) 13:30～	労働保険年度更新説明会 (雇用保険制度の説明も行います)	高根沢町民ホール	塩谷郡高根沢町石末1825
足利	6月8日(金) 13:30～	労働保険年度更新説明会 (雇用保険制度の説明も行います)	足利市民プラザ文化ホール	足利市朝倉町264
栃木	6月12日(火) 14:00～	労働保険年度更新説明会 (雇用保険制度の説明も行います)	佐野市文化会館 大ホール	佐野市浅沼町508-1
	6月14日(木) 14:00～	労働保険年度更新説明会 (雇用保険制度の説明も行います)	栃木市栃木文化会館 大ホール	栃木市旭町12-16
鹿沼	6月13日(水) 14:00～	労働保険年度更新説明会 (雇用保険制度の説明も行います)	鹿沼市民文化センター 小ホール	鹿沼市坂田山2-170
大田原	6月13日(水) 14:00～	労働保険年度更新説明会 (雇用保険制度の説明も行います)	那須野が原ハーモニーホール 小ホール	大田原市本町1-2703-6
日光	6月14日(木) 13:30～	労働保険年度更新説明会 (雇用保険制度の説明も行います)	日光市今市文化会館 大ホール	日光市平ヶ崎160
真岡	6月14日(木) 10:00～	労働保険年度更新説明会 (雇用保険制度の説明も行います)	真岡市青年女性会館(2階ホール) 対象地区:真岡市(旧二宮町を除く)	真岡市田町1344 会場の定員が148名につき会場に入れない場合がありますので、予めご了承ください。
	6月14日(木) 14:00～	労働保険年度更新説明会 (雇用保険制度の説明も行います)	真岡市青年女性会館(2階ホール) 対象地区:旧二宮・上三川・芳賀・市貝・茂木・益子町	真岡市田町1344 会場の定員が148名につき会場に入れない場合がありますので、予めご了承ください。

注：1 会場駐車場は、かなりの混雑が予想されますので、なるべく自家用車でのご来場はご遠慮下さい。

2 ご来場の場合にはこの封筒と筆記用具を御持参下さい。

3 説明会については、各会場とも概ね2時間を予定しています。

平成24年度の労働保険料の申告・納付は7月10日までです。最寄りの金融機関または、監督署、労働局に保険料を添えて提出して下さい。

問合せ先：栃木労働局労働保険徴収室又は所轄の労働基準監督署・公共職業安定所までお願いします。

年度更新申告書の記載方法等については コールセンターへお問い合わせください

<電話番号>

0120-995-986

- ※ IP電話・携帯電話・自動車電話・PHSからもご利用になれます。(無料)
- ※ IP電話については、契約内容によっては利用できない場合がありますのでご了承ください。
- ※ 電話がつながりにくい場合は、最寄りの労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時まで(祝日を除く)

※ 開設期間は、平成24年5月28日(月)～7月20日(金)までとなっています。

【年度更新申告書等の審査等業務の外部委託化】

平成24年度においても、①年度更新申告書等の審査業務と、②年度更新申告書未提出事業に対する通知書の作成・発送業務を民間事業者へ委託します。

6月4日(月)から9月14日(金)までの間、年度更新申告書等の記載内容について、以下の民間事業者から問い合わせをさせていただくことができますので、ご了承ください。

委託事業者名	該当都道府県
(株)恵和ビジネス	北海道
(株)北陸システム開発	青森県、岩手県、宮城県 秋田県、山形県、福島県
SATO社会保険労務士法人	東京都
(株)日比谷情報サービス	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県 千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県
伊藤喜ベストメイツ(株)	富山県、石川県、福井県、長野県 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
伊藤喜ベストメイツ(株)	滋賀県、京都府、大阪府 兵庫県、奈良県、和歌山県
伊藤喜ベストメイツ(株)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
伊藤喜ベストメイツ(株)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

東日本大震災による労働保険料の免除が終了します。

東日本大震災による労働保険料等の免除の特例措置を講じておりましたが、免除の対象は最長で平成24年2月29日までの賃金に関する労働保険料等となっております。平成24年3月以降の労働保険料については、平成24年度の年度更新期間中に申告・納付いただく必要がございます。

保険料の免除期間が終了した後も、労働保険料等の納付が困難な場合は、納付の猶予の制度をご利用いただける場合がありますので、お早めに管轄の都道府県労働局にご相談ください。

また、免除の特例措置が終了しても、特例措置の期間(平成23年3月1日～平成24年2月29日)に免除の要件を満たしていれば遡って保険料の免除を受けることができますので、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

平成24年4月1日から厚生労働大臣が定める現物給与の価額が改定されました。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額(借1巻につき)	
1 北海道	17,400	580	150	200	230	870	時価
2 青森	17,100	570	140	200	230	840	時価
3 岩手	16,800	560	140	200	220	970	時価
4 宮城	17,700	590	150	210	230	1,250	時価
5 秋田	17,100	570	140	200	230	930	時価
6 山形	18,000	600	150	210	240	1,050	時価
7 福島	17,400	580	150	200	230	1,000	時価
8 茨城	17,100	570	140	200	230	1,150	時価
9 栃木	17,400	580	150	200	230	1,190	時価
10 群馬	17,100	570	140	200	230	1,060	時価
11 埼玉	17,700	590	150	210	230	1,580	時価
12 千葉	18,000	600	150	210	240	1,530	時価
13 東京	18,900	630	160	220	250	2,400	時価
14 神奈川	18,300	610	150	210	250	1,900	時価
15 新潟	17,400	580	150	200	230	1,080	時価
16 富山	17,400	580	150	200	230	1,090	時価
17 石川	18,000	600	150	210	240	1,130	時価
18 福井	18,300	610	150	210	250	990	時価
19 山梨	17,700	590	150	210	230	1,100	時価
20 長野	18,000	600	150	210	240	1,030	時価
21 岐阜	17,400	580	150	200	230	1,020	時価
22 静岡	17,700	590	150	210	230	1,280	時価
23 愛知	17,700	590	150	210	230	1,300	時価
24 三重	17,400	580	150	200	230	1,080	時価
25 滋賀	18,000	600	150	210	240	1,170	時価
26 京都	18,600	620	160	220	240	1,450	時価
27 大阪	18,000	600	150	210	240	1,480	時価
28 兵庫	18,000	600	150	210	240	1,290	時価
29 奈良	18,000	600	150	210	240	1,060	時価
30 和歌山	18,000	600	150	210	240	920	時価
31 鳥取	17,700	590	150	210	230	950	時価
32 島根	18,600	620	160	220	240	910	時価
33 岡山	17,100	570	140	200	230	1,140	時価
34 広島	17,700	590	150	210	230	1,170	時価
35 山口	17,700	590	150	210	230	910	時価
36 徳島	17,100	570	140	200	230	990	時価
37 香川	17,100	570	140	200	230	1,010	時価
38 愛媛	17,400	580	150	200	230	950	時価
39 高知	17,700	590	150	210	230	910	時価
40 福岡	17,400	580	150	200	230	1,150	時価
41 佐賀	17,100	570	140	200	230	900	時価
42 長崎	17,400	580	150	200	230	920	時価
43 熊本	17,100	570	140	200	230	990	時価
44 大分	17,100	570	140	200	230	950	時価
45 宮崎	17,100	570	140	200	230	890	時価
46 鹿児島	17,700	590	150	210	230	950	時価
47 沖縄	17,400	580	150	200	230	970	時価

※ 原則として、労働者に現物給与を支給し、その費用の一部を労働者から徴収している場合であって、徴収金額が実際費用(食事又は住居で支払われる場合は上記の価額)の3分の1以上である場合には、当該現物給与は賃金に当たらないため、労働保険料の算定基礎には含めません。その他にも、要件により労働保険料の算定基礎には含めない現物給与もありますので、詳細は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

※ 住宅・食事以外の現物給与について、労働協約等に価額の定めがある場合、その価額を「時価」とします。